

神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児、思春期及び若年のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援するため、妊孕性温存治療に係る費用に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊孕性温存治療

生殖機能が低下し、若しくは失われるおそれのあるがん治療等に際して精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) 医療保険適用外

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第285号）に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないものをいう。

(3) 妊孕性温存治療開始日

精子、卵子又は卵巣組織の採取を行った日をいう。

(4) 妊孕性温存治療終了日

精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存を行った日をいう。

(5) 指定医療機関

神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定要領第4条第2項により指定を受けた医療機関をいう。

(6) 妊孕性温存療法の研究

令和3年3月23日付け健発0323第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「国実施要

綱」という。)に基づき、患者からの臨床データ等を収集し、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの研究をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請日において神奈川県内に住所を有する者
- (2) 妊孕性温存治療終了日における年齢が43歳未満の者
- (3) 対象となる原疾患の治療内容は、次のいずれかとする。
 - ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん(ホルモン療法)等
 - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンconi貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- (4) 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許与されると認められる者。なお、原疾患の治療前を基本とするが、治療中又は治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。
- (5) 妊孕性温存療法の研究に協力することに同意する者。ただし、助成対象者が未成年者である場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人が同意した場合とする。
- (6) 本事業の助成対象となる費用について、「不妊に悩む方への特定不妊治療助成事業」に基づく助成を受けていない者

(助成対象となる妊孕性温存治療)

第4条 助成の対象となる妊孕性温存治療は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 胚（受精卵）凍結に係る治療
- (2) 卵子凍結に係る治療
- (3) 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）
- (4) 精子凍結に係る治療
- (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

(助成対象費用)

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は、妊孕性温存治療に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外となる費用とする。ただし、治療に要する費用（初回の精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院費、入院時の食事代等の治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。なお、妊孕性温存治療を開始したが、凍結等が正常に行えなかった場合又は本人の体調不良等の理由により妊孕性温存治療を中止した場合も、助成の対象とする。

2 助成回数は、助成対象者1人につき通算2回までとする。なお、前条各号の治療のうち異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

また、他の都道府県が国実施要綱に基づき実施する妊孕性温存治療費助成についても、通算回数に含めるものとする。

(助成上限額)

第6条 妊孕性温存治療毎の1回あたりの助成上限額については、次のとおりとする。

対象となる妊孕性温存治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

(申請)

第7条 この要綱による助成を受けようとする者は、第3条に規定する助成対象者とする。

ただし、助成対象者が未成年者の場合は、親権者又は未成年後見人とする。

2 この要綱による助成を受けようとする者は、妊孕性温存治療終了後、神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成申請書（第1号様式）に、次の関係書類を付して、知事に提出するものとする。

- (1) 神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書（妊孕性温存治療実施医療機関）（第2号様式）
- (2) 神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業に係る証明書（がん治療実施医療機関）（第3号様式）
- (3) 申請日において、神奈川県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請は、妊孕性温存治療終了日から1年以内に行うものとする。ただし、特段の事由があると知事が認める場合には、この限りでない。

（助成決定及び支払い）

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知するとともに、助成金を申請した者（以下「申請者」という。）の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出する。

2 知事は、前項の審査の結果、当該申請が適当でないとき、神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成金交付不承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 知事は、偽りその他不正の手段により申請者が助成を受けたとき又は助成金の誤納があったときは、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

（書類の整備等）

第10条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度か

ら5年間は保存しなければならない。

3 知事は、助成の状況を明確にするため、台帳を備えるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第11条 この事業の実施にあたっては、この事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。ただし、2021年3月31日以前に妊孕性温存治療を終了した者については、なお従前の例による。